

5 福保高施第 1 4 2 号
令和 5 年 4 月 1 7 日

各有料老人ホーム設置者 殿
有料老人ホームに該当する
サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 殿

東京都福祉保健局 高齢者施策推進担当部長
梶野 京子
(公印省略)

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について (通知)

このたび、東京都有料老人ホーム設置運営指導指針 (平成 1 4 年 1 1 月 1 日付 1 4 福高施第 6 1 1 号) を下記のとおり改正しましたので、通知します。

記

1 改正の目的

指針 8 (5) 「個人情報の取扱い」における根拠法令の更新

2 主な改正内容 (詳細は別添「新旧対照表」を参照)

「東京都個人情報の保護に関する条例 (平成 2 年東京都条例第 1 1 3 号)」を「個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 4 年東京都条例 1 3 0 号)」に変更する。

3 施行年月日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

4 送付書類

新旧対照表

※改正後全文は後日ホームページで御確認ください。

5 問合せ先

(1) 有料老人ホームに関すること

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課有料老人ホーム担当

電話 0 3 - 5 3 2 0 - 4 2 9 6 (直通)

(2) 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅に関すること

東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課高齢者住宅担当

電話 0 3 - 5 3 2 0 - 4 2 7 3 (直通)